



新福監 第457号の2
平成29年 2月 8日

社会福祉法人 新潟いのちの電話
理事長 及川紀久雄 様

新潟市長 篠田 昭
(担当 福祉部福祉監査)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

平成29年2月8日から平成34年2月7日まで

